

○LGBT等の教職員への対応に係る読替規定について

〔令和2年3月26日〕
学 長 決 定
改正 令和 4年 3月24日
令和 6年 3月28日

LGBT等の教職員への対応に係る読替規定について

(目的)

- 1 この決定は、LGBT (Lesbian、Gay、Bisexual 及び Transgender) その他のセクシュアリティといった性的個性を含む様々な個性を持つ職員全てが尊重され、その能力が存分に発揮できる教育、研究及び就業環境の整備に資するため、パートナーがいる職員が就業規則等の読替規定の適用を受ける場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(読替規定の適用)

- 2 読替規定を適用する事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 休暇
 - (2) 育児休業、介護休業、育児短時間勤務及び配偶者同行休業
 - (3) 育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の制限及び深夜勤務
 - (4) 扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び海外教育拠点勤務手当
 - (5) 赴任旅費
 - (6) 在宅勤務

(読替え)

- 3 職員が、前項の適用を受ける場合の法人規則等の規定については、別表のとおり読み替えて適用するものとする。

(手続)

- 4 職員は、第2項の規定の適用を希望する場合には、次の各号のいずれかに掲げるパートナーを証明する書類の原本又は写しを提出するものとする。
- (1) 都道府県等のパートナーシップ証明書
 - (2) 諸外国でパートナーシップ契約(同性婚、ドメスティックパートナー、シビルユニオン等をいう。)を結んでいることが確認できる書類
 - (3) 次に掲げる書類の全部
 - ア 相互に相手方を任意後見受任者とする任意後見契約に係る公正証書の正本又は謄本
 - イ パートナーと同居していることが確認できる住民票の写し
 - ウ 結婚していないことが確認できる戸籍一部事項証明書

附 記

この決定は、令和2年4月1日から実施する。

附 記 (令4. 3. 24)

この決定は、令和4年4月1日から実施し、この決定による改正後の別表休暇(有給休暇)の部妻の出産に伴う子の養育のための休暇の項の規定は同年1月1日から、その他の部在宅勤務の

項の規定は令和3年12月20日から、それぞれ適用する。

附 記（令6.3.28）

この決定は、令和6年4月1日から実施する。

別表（第3項関係）

項目		読み替えられる法人規則等の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
休暇（特別休暇）	骨髄等ドナー休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年法人規則第9号） 第17条第3号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年法人規則第14号） 第16条第3号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成17年法人規則第19号） 第17条第3号 	・配偶者	・パートナー
	結婚休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則 第17条第6号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則 第16条第6号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則 第17条第6号 	・結婚	・結婚（パートナーと事実上婚姻関係と同様の関係になる場合を含む。）
	保育（授乳等）休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則 第17条第7号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則 第16条第7号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則 第17条第7号 	・男性職員	・パートナーがいる職員

妻の出産のための休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第17条第8号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則第16条第8号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則第17条第8号 	<ul style="list-style-type: none"> ・妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー
妻の出産に伴う子の養育のための休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第17条第9号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則第16条第9号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則第17条第9号 	<ul style="list-style-type: none"> ・妻 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー
		<ul style="list-style-type: none"> ・妻の子 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーの子
子の看護休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第17条第10号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則第16条第10号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則第17条第10号 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の子 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーの子
介護休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則第17条第11号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則第16条第11号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー
		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の父母 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーの父母

	第17条第11号	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者若しくは配偶者の子 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員と同居している父母の配偶者（パートナーを含む。）、パートナーの父母の配偶者（パートナーを含む。）、子の配偶者（パートナーを含む。）若しくはパートナーの子
忌引休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の勤務時間及び休暇に関する規則別表第2 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の勤務時間及び休暇に関する規則別表第2 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則別表第4 	・配偶者	・パートナー
		・父母の配偶者又は配偶者の父母	・父母の配偶者（パートナーを含む。）又はパートナーの父母
		・子の配偶者又は配偶者の子	・子の配偶者（パートナーを含む。）又はパートナーの子
		・祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	・祖父母の配偶者（パートナーを含む。）又はパートナーの祖父母
		・兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	・兄弟姉妹の配偶者（パートナーを含む。）又はパートナーの兄弟姉妹
		・おじ又はおばの配偶者	・おじ又はおばの配偶者（パートナーを含む。）

休暇（有給休暇）	結婚休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（平成17年法人規則第11号） 第8条第1項第3号 ○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（平成17年法人規則第16号） 第10条第1項第3号 ○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則（平成17年法人規則第21号） 第10条第1項第3号 	・結婚	・結婚（パートナーと事実上婚姻関係と同様の関係になる場合を含む。）
	妻の出産のための休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第8条第1項第7号 ○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第1項第7号 ○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第1項第7号 	・妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	・パートナー
	妻の出産に伴う子の養育のための休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第8条第1項第8号 ○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第1項第8号 ○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第1項第8号 	<ul style="list-style-type: none"> ・妻 ・妻の子 	<ul style="list-style-type: none"> パートナー パートナーの子

	忌引休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 別表第1 ○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 別表第1 ○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 別表第1 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 ・父母の配偶者又は配偶者の父母 ・子の配偶者又は配偶者の子 ・祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 ・兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 ・おじ又はおばの配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー ・父母の配偶者（パートナーを含む。）又はパートナーの父母 ・子の配偶者（パートナーを含む。）又はパートナーの子 ・祖父母の配偶者（パートナーを含む。）又はパートナーの祖父母 ・兄弟姉妹の配偶者（パートナーを含む。）又はパートナーの兄弟姉妹 ・おじ又はおばの配偶者（パートナーを含む。）
休暇（無給休暇）	保育（授乳等）休暇	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第8条第2項第1号 ○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第2項第1号 ○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第2項第1号 	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の非常勤職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーがいる職員

<p>骨髄等ドナー休暇</p>	<p>○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第8条第2項第5号</p> <p>○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第2項第5号</p> <p>○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第2項第5号</p>	<p>・配偶者</p>	<p>・パートナー</p>
<p>子の看護休暇</p>	<p>○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第8条第2項第6号</p> <p>○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第2項第6号</p> <p>○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第2項第6号</p>	<p>・配偶者の子</p>	<p>・パートナーの子</p>
<p>介護休暇</p>	<p>○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第8条第2項第7号</p> <p>○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第2項第7号</p> <p>○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員の勤務時間及び報酬に関する規則 第10条第2項第7号</p>	<p>・配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p>	<p>・パートナー</p>
		<p>・配偶者の父母</p>	<p>・パートナーの父母</p>
		<p>・職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、</p>	<p>・職員と同居している父母の配偶者（パートナーを含む。）、パ</p>

			子の配偶者若しくは配偶者の子	パートナーの父母の配偶者（パートナーを含む。）、子の配偶者（パートナーを含む。）若しくはパートナーの子
休業等	育児休業	○国立大学法人筑波大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成17年法人規程第20号） 第4条の2第1号、同条第2号イ本文、同号イ（ウ） 第5条第3号、同条第4号 第6条第4項第1号、同項第2号、同項第3号 第7条第3項第1号、同項第2号 第7条の2第1号、同条第2号イ本文、同号イ（ウ）	・配偶者	・パートナー
	介護休業	○国立大学法人筑波大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程 第16条第2項第1号	・配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	・パートナー
		○国立大学法人筑波大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程 第16条第2項第4号	・配偶者の父母	・パートナーの父母
		○国立大学法人筑波大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程 第16条第2項第8号	・職員と同居している父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者又は配偶者の子	・職員と同居している父母の配偶者（パートナーを含む。）、パートナーの父母の配偶者（パートナーを含む。）、子の配偶者（パートナーを含

				む。)若しくはパートナーの子
	育児短時間勤務	○国立大学法人筑波大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第30条第5号、同条第6号	・配偶者	・パートナー
	配偶者同行休業	○国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則(平成17年法人規則第7号)第31条の3第1項本文 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則(平成17年法人規則第12号)第31条の3第1項本文 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則(平成17年法人規則第17号)第28条の3第1項本文	・配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)	・パートナー
		○国立大学法人筑波大学本部等職員の採用、昇任、退職等に関する規程(平成17年法人規程第11号)第18条の3第1項 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の採用、昇任、退職等に関する規程(平成17年法人規程第14号)第18条の3第1項 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の採用、昇任、退職等に関する規程(平成17年法人規程第17号)第18条の3第1項	・配偶者	・パートナー
勤務時間	時間外勤務の制限及び深夜勤務の免除 ※休日勤務	○国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第53条第2項第2号ア ○国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則第53条第2項第2号ア ○国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則	・配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。)	・パートナー
			・配偶者の父母	・パートナーの父母

の免除についても準用する。	第50条第2項第2号ア		
	○国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則 第53条第2項第2号イ	・職員と同居している 父母の配偶者、配偶 者の父母の配偶者、 子の配偶者又は配偶 者の子	・職員と同居している 父母の配偶者（パー トナーを含む。）、パ ートナーの父母の配 偶者（パートナーを 含む。）、子の配偶者 （パートナーを含 む。）又はパートナー の子
	○国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則 第53条第2項第2号イ		
	○国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則 第50条第2項第2号イ		
	○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則(平成17年法人規則 第10号) 第26条第2項第2号ア	・配偶者（事実上婚姻 関係にある者を含 む。）	・パートナー
	○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則(平成17年法人規 則第15号) 第27条第2項第2号ア	・配偶者の父母	・パートナーの父母
○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則(平成17年法人規 則第20号) 第27条第2項第2号ア			
○国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則 第26条第2項第2号イ	・職員と同居している 父母の配偶者、配偶 者の父母の配偶者、 子の配偶者又は配偶 者の子	・職員と同居している 父母の配偶者（パー トナーを含む。）、パ ートナーの父母の配 偶者（パートナーを 含む。）、子の配偶者 （パートナーを含 む。）、子の配偶者 （パートナーを含	
○国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則 第27条第2項第2号イ			
○国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則 第27条第2項第2号イ			

				む。)又はパートナーの子
手当	扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第8号) 第28条第2項 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第13号) 第28条第2項 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第18号) 第25条第2項 	・配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	・パートナー
		<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の手当に関する規程(平成17年法人規程第13号) 第10条第1項第1号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の手当に関する規程(平成17年法人規程第16号) 第10条第1項第1号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程(平成17年法人規程第19号) 第4条第1項第1号 	・配偶者	・パートナー
	住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則 第31条第1項 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則 第31条第1項 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則 第27条第1項 	・配偶者	・パートナー

	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の手当に関する規程第15条第3号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の手当に関する規程第15条第3号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程第8条第3号 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー
		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の父母 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーの父母
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則第33条第1項、同条第2項、同条第3項 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則第33条第1項、同条第2項、同条第3項 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則第29条第1項、同条第2項、同条第3項 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー
	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の手当に関する規程第31条第1号 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の手当に関する規程第31条第1号 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程第24条第1号 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー
		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の父母 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーの父母
	<ul style="list-style-type: none"> ○国立大学法人筑波大学本部等職員の手当に関する規程第31条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号第34条 ○国立大学法人筑波大学附属病院職員の手当に関する規程第31条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号第34条 ○国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程第24条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナー

		第27条		
	海外教育拠点勤務手当	○国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則 第33条の2第3項第2号、同項第4号	・配偶者	・パートナー
		○国立大学法人筑波大学本部等職員の手当に関する規程 第35条の2第3項、同条第4項、同条第8項、第35条の4第2項、 同条第3項	・配偶者	・パートナー
旅費	赴任旅費	○国立大学法人筑波大学出張及び旅費に関する規則(平成28年法人規則 第3号) 第2条第4号	・配偶者(内縁関係にある者を含む。以下 同じ。)	・パートナー
			・配偶者	・パートナー
その他	在宅勤務	○国立大学法人筑波大学における在宅勤務の取扱いについて(令和3年 12月20日学長決定) 第3項第4号	・配偶者の子	・パートナーの子